提案提出元	スカパーJSAT株式会社
提案提出元	スカパーJSAT株式会社

項目		
2.論点に対してど	番号	意見
のように考える	4①	周波数オークション導入に関する論点として、競願が発生する無線シ
か。		ステム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか否かとされて
		いますが、所謂地上系の無線システムが国内手続きによって使用条件を
		概ね決定可能であるのに対し、衛星システムはその電波利用の形態、プ
		ロセスに異なる特性を持つため、以下の理由から周波数オークションは
		導入すべきでないと考えます。
		(1)衛星システムに用いる電波は、広域性・国際性を特徴に持ち、ビーム
		の照射範囲は日本だけでなく広く外国も含むため、電波法等の国内法に
		基づく手続きに加えて、利用開始前は勿論、利用を開始した後も、ITU が定
		める無線通信規則に基づき外国の無線局との周波数調整が必要である。そ
		の調整結果によって、衛星システムに割り当てられた周波数の利用条件は
		変化することとなるため、対象とする周波数のオークション時点での利用可
		能権益を、国が長期間に亘り保証することは困難であること。
		(2)衛星システムの周波数調整には先着優先(first come, first served)
		の原則があり、その使用可能性は他国を含めた申請の状況及び他国間
		の周波数調整の状況によるところも大きく、不確定性がある。そのため、
		仮に国内のオークションで周波数の使用権を獲得しても、国際周波数調
		整の観点から実際にサービスを提供できるか否かは不確実であること。
		(3)ITU に対する衛星システムの申請には使用開始期限があり、使用開
		始期限までにサービスを開始できない場合、その使用権は失われる。仮
		に周波数調整によって使用可能性をある程度確実にしようとする場合、
		周波数調整及びオークションのプロセスを経て、期限内に衛星の製造、
		打上げを行なうことは極めて困難であること。
		(4)欧米等衛星利用先進国を含む諸外国でも、(1)~(3)等の観点から、
		衛星システムに関して周波数オークションを導入している事例はほとんど
		なく、仮にわが国が先行的に導入すると、国内事業者の国際競争力が著
		しく損なわれる恐れがあること。
	42	免許更新の都度オークションを実施すると、場合によっては、オークシ
		ョン前と同様のサービスの提供を受けるにも係わらず利用者の料金が大
		幅に上昇する恐れや、利用者へのサービス継続性が失われる恐れがあ
		るため、再免許時においてもオークション制度は導入すべきでないと考え
		ます。
	6	二次取引を認めた場合、オークションで一定の周波数帯を取得した
	ı	

		後、当該周波数帯の利用を開始せずに、転売目的で価格の上昇を待つ 免許人が現れることも予想され、周波数の有効利用につながらない場 合もあると考えられることから、二次取引は認めるべきでないと考えま す。
	7	仮にオークションが導入されることとなった場合は、オークションの制
		度·在り方を踏まえて、現行の電波利用料制度を大幅に見直す必要があ
		ると考えます。
3. その他		周波数オークションの導入は、免許人の事業計画、利用者への提供
(留意事項や情報		料金等に非常に大きな影響を与える恐れがあることから、周波数オーク
提供など)		ション導入の検討に際しては、免許人の意見を十分踏まえることが必要
		であると考えます。